

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

平成15年8月5日(火) 第1463号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

	目	次				
	+8	Bil				
	規	則				
山形県手数料条例の一部を改正する条	例の施行期日を	定める規則		(財	政	課)…959
	告	示				
指定居宅サービス事業者の指定			( 置	賜総合支	庁福祉	課)同
指定居宅介護支援事業者の指定				同		)960
事業の認定			•	··· ·····(管	理	課)同
開発行為に関する工事の完了				-		-
	公	告				
鳥獣保護区特別保護地区指定の予定				(環	境保護	課)…962
平成15年度砂利採取業務主任者試験の						,
特定調達契約に係る随意契約の相手方				` .—		,
19249220010101012220000014333				( 🗖		#/K / ···   J
	正	誤				
		則				
山形県手数料条例の一部を改正する条例	の施行期日を定	める規則をここ	こ公布する。			
平成15年 8 月 5 日				1=		1.0
1 T/15 15 51 65 - 2 5		山形県知事	髙	橋	和	雄
山形県規則第58号						
山形県手数料条例の一部を改正する 山形県手数料条例の一部を改正する条例			)施行期日は、	、平成15年	₹9月1	日とする。
		ŕ				
		/1/				

### 山形県告示第777号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成15年8月5日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日	
有限会社セスナー 南陽市宮内778番地1号	有限会社セスナー介護事業部 米沢市アルカディアー丁目808番地18	訪 問 介 護	平成15.7.8	
有限会社敬愛会	グループホームこもれびの家	痴呆対応型共同生	同 7.23	
米沢市大字花沢3612番地の1	米沢市大字花沢3612番地の 1	活介護	[L] 1.23	

#### 山形県告示第778号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成15年8月5日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団緑愛会	居宅介護支援事業所 楓の家	平成15 . 7 . 17
東置賜郡川西町大字下奥田3796番地20号	米沢市金池六丁目8番地8号	一九八13.7.17

#### 山形県告示第779号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成15年8月5日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 起業者の名称

真室川町

2 事業の種類

真室川町森林交流館(仮称)整備事業

- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 真室川町大字新町字上荒川及び字荒川地内
  - (2) 使用の部分 な し
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

真室川町森林交流館(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である真室川町は、一般会計により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
  - イ 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、地域林業の緊急課題である間伐材等の利用を積極的に推進するため、間伐材製品の展示機能や 観光情報発信機能等を持たせた森林交流館(仮称)を整備する事業である。

真室川町は、総面積の88.3%を森林で占め、木材や特用林産物といった恵まれた森林資源を保有している林業の町である。しかし、近年は木材価格の低迷、林業従事者の減少、高齢化等林業を取り巻く状況はかなり厳しい状況にある。また、人工林面積に対し、間伐対象地である4齢級から10齢級の面積が70.5%を占めることから、間伐を主体とする林業生産事業の推進が大きな課題となっている。

本件事業の施行により、良質な地域材を内外に知らしめることができるため、間伐材の利用促進及び当町の森林資源の有効活用を図ることができる。また、町民や観光客等に地域資源に関する情報や観光情報等を提供することができることとなるため、地域交流の一層の促進が図られるとともに、林業を始めとする地域経済の活性化に寄与するものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び山形県環境影響評価条例(平成11年条例第29号)等により環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないことから、環境影響評価は実施されていないものの、起業地は町の中心部に位置しているため、本件事業の施行により工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響について検討する必要がある。

この点について、起業者は、騒音及び振動に最大限配慮した工事を行うこととしており、具体的には、防音シートを全面に施すとともに、施行にあたり大きな振動を発生させない工法を選定することとしている。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

#### ハ 代替案の検討について

起業地の位置については、

- (イ) 交通の利便性が高く、集客が図れる場所であること。
- (ロ) 町中心部の活性化に有利なこと。
- (ハ) 必要面積が確保できること。
- (二) 経済的に有利なこと。
- (ホ) 周辺の環境が良好で、学習効果が図られる場所であること。

等の基準により、起業地の候補地を3箇所選定し、候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、町の中心部に位置し、交通の利便性がよく、町民や観光客等の利用が極めて容易であること、周辺の環境が良好で、必要な面積を確保できること、経済的に安価であること等から最も適切であると認められる。

#### 二 比較衡量

イで述べた得られる公共の利益と口で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、八で述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

#### イ 申請事業を早期に施行する必要性

近年の林業を取り巻く木材価格の低迷、林業従事者の減少、高齢化等の厳しい情勢を踏まえると、できるだけ早期に本件事業を施行して間伐材等の地域材の需要拡大を図る必要があるものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本体工事により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

八 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20 条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

真室川町農林課

山形県告示第780号

次の開発行為は、完了した。

平成15年8月5日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 許可番号

平成15年5月27日 指令村総建第5003号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 上山市金瓶字原133 7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上山市旭町二丁目 4番11 - 3号 平向 雄一

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、関係書類は、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成15年8月18日まで縦覧に供する。

平成15年8月5日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 特別保護地区の名称

月山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

縦覧に供する図面のとおり

3 特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、天然広葉樹林が広がる中に、石跳川を中心に池沼等が点在する変化に富んだ地形を有し、多様な生物相が維持されており、鳥獣の生息に極めて重要な地域であることから、特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項についての意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成15年8月5日から同月18日まで

(2) 意見書の提出先

文化環境部環境保護課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成15年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成15年8月5日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 試験の日時及び場所
- (1) 日 時 平成15年11月7日(金) 午前10時から正午まで
- (2) 場 所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号
- 2 受験手続

受験願書を平成15年9月22日(月)から同年10月10日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部 産業政策課に提出すること(郵便による提出の場合は、10月10日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)。

3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉱政係(電話023(630)2361)に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年8月5日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワーク整備に伴う建設システム再構築業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県土木部管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年6月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目 6番26号
- 5 随意契約に係る契約金額 43,890,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号)第10条第1項第2号該当

				正 誤	
発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成15. 3.31	号外(20)	1	下から 5	第6条第3号	第6条第3号、第4号、第5号又 は第7号
同	同	同	同	第7条第3号	第7条第3号、第4号、第5号又は第8号
同	同	3	1	、次条第1項	次条第1項
同	同	11		<b>以</b>	支出
同	号外(21)	8	2 ~ 3	様式第6号 (表)	樣式第6号
同 4.1	号外(32)	3	下から 1	51 <i>0</i> 2	52
同	同	4	1	「 52 「 52 山 形 県 社 会 福 祉 研 修 所 長 印 」	「51の2 52   学何山長期県印大立 社会研修印   「52 学何川形県 印 大 立」   を長期大立 サース・ウェート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
同 4.8	第1429号	486	5 ≀ 6	別記様式第23号から第40号 の2までを次のように改める。 様式第23号から第40号の2 まで 削除	別記様式第23号から第40号 までを次のように改める。 様式第23号から第40号の 2 まで 削除 別記様式第40号の 2 を削る。

平成15年8月5日印刷 平成15年8月5日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)